

新型コロナウイルス感染症経済対策について

■ 持続化給付金（国の制度）

感染症拡大により影響を受ける中小事業者に対し、事業の継続を支える国の給付金制度です。法人は200万円まで、個人事業者は100万円までを上限に給付されます。

専用の Web サイトから電子申請してください。

■ 揖斐川町持続化給付金

国の持続化給付金の給付を受けた事業者に、町が上乗せ給付する制度です。（現在、申請を受け付けています。）

【対象】 国の持続化給付金を受けた町内で事業を営む中小事業者

【申請方法】 町ホームページに掲載している「申請書」に必要事項を記入の上、添付書類とともにご提出ください。申請受付期限は、令和3年2月28日までです。

■ 雇用調整助成金（国の制度）

感染症の影響を受ける事業主が、計画的に労働者を休業させ、休業手当を支払った場合に助成が受けられる国の制度です。労働局・ハローワークに申請してください。

■ 揖斐川町雇用調整助成金

国の雇用調整助成金を活用した事業者について、事業者自己負担分全額を給付します。

【対象】 国の雇用調整助成金を活用した、町内で事業を営む中小事業者

【申請方法】 町ホームページに掲載している「申請書」をダウンロードし添付書類とともにご提出ください。申請受付期限は、令和3年2月28日までです。

■ 揖斐川町テレワーク導入事業助成金

国の働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）を活用してテレワーク導入等に取り組む事業者に対し、国・県の助成金を活用してもなお事業者負担分がある場合、国助成金の10%（事業者負担分を上限）を給付します。

■ 事業者向け家賃支援

事業者向けの家賃支援を予定しています。詳細が決まり次第、ホームページ等でご案内します。

【お問い合わせ・提出先】 揖斐川町役場 産業振興課 Tel 22 - 2111（内 341、342）

詳しくは、揖斐川町ホームページをご覧ください。

ひとり親世帯臨時特別給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により、ひとり親家庭の子育てに対する負担の増加や収入の減少が生じていることから、子育てと仕事を一人で担うひとり親家庭を支援する「ひとり親世帯臨時特別給付金」が支給されます。

① 基本給付 児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の方への給付

（基本給付の対象となる方）

①令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方

②公的年金等を受けていることにより、児童扶養手当の支給を受けていない方

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準に下がった方

（給付額） 1世帯5万円、第2子以降一人につき3万円

② 追加給付 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方への給付

（追加給付の対象となる方）

基本給付対象者の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方

（給付額） 1世帯5万円

給付金の支給手続き

①に該当する方（令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方）

基本給付は申請不要です。8月頃、令和2年6月分の児童扶養手当を受給している口座に振り込まれます。

追加給付は申請が必要です。※8月の現況確認時に申請書を提出してください。

②③に該当する方

申請が必要です。コールセンターもしくは揖斐川町役場子育て支援課にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 厚生労働省「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター
Tel 0120-400-903 受付時間 平日9時から18時
揖斐川町役場子育て支援課 Tel 22-2111（内線242）